

防衛装備移転三原則

防衛装備移転実務を考える

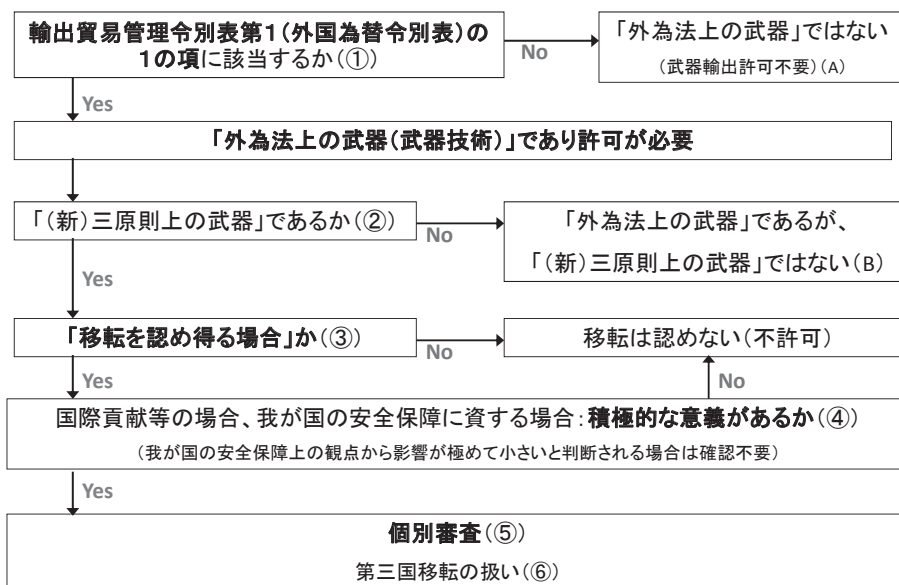
慶應義塾大学SFC研究所 上席所員（訪問）／CISTEC輸出管理アドバイザー **森本 正宗**

防衛装備移転三原則（以下「新三原則」という。）の概要について、前号において紹介した¹。本稿では、新三原則及び防衛装備移転三原則の運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき、防衛装備移転を考える際の実務上のポイントを考えてみたい。実務上のポイントは、今後防衛装備移転の実務が蓄積されるに従って、充実していくものと思うが、そうした実務のない現時点では、なかなか感覚がつかみづらいのも実情である。事例が乏しく、「これから相場作りをしていく」²現時点では、想像の域を出ないものの、実際に防衛装備移転を考える際の順序に従って、輸出者や政府をはじめとして関係者が検討すべき点は何であるのかについて試論を示し、

今後の実務の参考となればと考えている。新三原則や運用指針そのものについては、適宜前号における検討を参照することとしたい³。

1 武器性の判断

はじめに、新三原則や運用指針を踏まえた防衛装備移転のフローを図1に示す⁴。対象となる防衛装備は、その定義からも明らかなように武器又は武器技術である。したがって、防衛装備移転の検討をする際に、最初に確認すべき事項は、移転しようとしている貨物や技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項や、外国為替令別表の1の項に該当するものであるかどうか、ということになる。輸出管理の用



(出典)筆者作成

図1 防衛装備移転フロー

¹ 森本正宗「防衛装備移転三原則について」CISTECジャーナルNo.151(2014)1-7頁。

² 中山亨経済産業省貿易管理部長の指摘(2014年6月2日付読売新聞7面)。

³ 本稿では、防衛装備の移転(武器の輸出又は武器技術の提供)を行う者をまとめて輸出者と称する。

⁴ 防衛装備とは、武器及び武器技術を指すと新三原則上定義されている。詳しくは、森本・前掲注(1)1-2頁参照。

語でいえば、「該非判定の結果、1の項該当と判定されるか」ということである（図1の①）。1の項に該当する（これを「外為法上の武器」という。）かどうかの確認が、防衛装備移転実務の入口である。

1の項に該当しなければ、武器や武器技術には当たらないので、新三原則の適用はあり得ない。防衛装備移転のチェックはここで終了する。なお、1の項に該当しないものは「大丈夫だ」と言われることがあるが、「大丈夫」の意味が「許可不要」という意味だとすれば早計である。言うまでもないことだが、いわゆる汎用品（軍事用途にも民生用途にも利用可能なもの）として、リスト規制（輸出貿易管理令別表第1や外国為替令別表の2から15の項）に該当すれば、原則として許可が必要となるし、リスト規制に該当しない場合にはキャッチオール規制のチェックが必要である（図1のA）。

1の項に列挙されているものは一般的には武器と言われるものだが、スポーツ用や狩猟用の散弾銃や産業用の火薬のように民生用途があるものもある。他方で、武器の部品（部分品）であれば、「他の用途に用いることができるものを除く」と規定されている。そのため、軍事用途だから全て武器になるというわけではない。1の項に該当しない典型的な例は、民生用途にも軍事用途にも利用される汎用の部品である。少なくとも民生品に全く手を加えず、武器の一部に利用される場合には、当該民生品はたとえ武器の一部として利用されとしても、一般的に武器とは判定されない⁵。ただ、1の項は2の項以下とは違い、規制対象品目に詳細なスペックが規定されていないので、判断に迷うことも多い。そうした際には、経済産業省に相談することが可能である。相談書の様式等、詳しい手続は「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）」に記載されている⁶。

次に、1の項に該当する場合に、新三原則の適用対象となる武器や武器技術に当たるかどうかの判定をする（図1の②）。具体的には、「1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」（以下、「三原則上の武器」という。）に当たるかどうかの判定が求められる。すなわち、「軍隊が使用するもの」と言えるか、「直接戦闘の用に供されるもの」と言えるか、の二つの質問に対して、いずれもYesと回答される場合に、三原則上の武器に当たると言える。

三原則上の武器に当たるか

- 1の項に該当する
 - 軍隊が使用するものである
 - 直接戦闘の用に供されるものである
- 全てのにチェックが入る（回答がYesである）場合に、三原則上の武器に該当する。

（出典）筆者作成

三原則上の武器の定義は、かつての武器輸出三原則当時と変わっていない。武器輸出三原則当時では、自衛隊の飛行艇US-1等が三原則上の武器に「当たらない」とされてきた。こうした整理は現在も有効であると思われるが、現時点において、1の項に該当するが、明らかに三原則上の武器に当たらないものとして挙げられるものは、上記の狩猟用の散弾銃等が挙げられる。

過去に三原則上の武器に当たらないものとされた例⁷

- ・自衛隊の飛行艇US-1⁸
- ・自衛隊の輸送機C-1⁹
- ・護身用の拳銃¹⁰

（出典）筆者作成

筆者は、この他に警察や病院等が使用することが想定されているテロ対策機材（例えば、生物剤や化学剤検知器）なども、たとえ1の項に該当するもの

⁵ 第126回国会参議院予算委員会会議録第4号23頁（政府統一見解 1993.3.11）。

⁶ 輸出注意事項24第25号・平成24・03・23貿易第1号。

⁷ これらの多くは、1976年に武器輸出を「慎む」とした三木内閣政府統一見解が示される以前のものであるが、三木内閣政府統一見解表明以前から現在まで、三原則上の武器の定義は変わっていないので、過去の整理は現在でも有効なものと考えられる。

⁸ 第76回国会衆議院内閣委員会会議録第9号46頁（江口裕通防衛庁装備局長答弁 1975.12.11）。

⁹ 第77回国会衆議院予算委員会会議録第18号18頁（河本敏夫通商産業大臣答弁 1976.2.27）。なお、同日は三木内閣が政府統一見解を発表した日である。

¹⁰ 第63回国会参議院内閣委員会会議録第11号27頁（赤澤璋一通商産業省重工業局長答弁 1970.4.24）。

であったとしても、三原則上の武器に当たらないものとされる可能性はあると考えている¹¹。しかしながら、前例のない案件であれば個別に判断する必要があるので、1の項に該当するかどうかと合わせて、早めに経済産業省に相談することが適切であると思われる。

なお、ここまでの整理は、本年4月1日に新三原則が発表される以前と全く変わっていないことを付記しておく。また、三原則上の武器に当たらない場合でも、外為法上の武器である（1の項に該当する）以上は、輸出や技術提供に当たって許可が必要なことは言うまでもない。ただ、許可基準として新三原則が使われないということにすぎない（図1のB）。

2 移転を認め得る場合か

1のチェックにより、1の項に該当し、かつ三原則上の武器であると判断されると、いよいよ新三原則の適用を確認することになる。

新三原則では、防衛装備の海外移転を認め得る場合として、Ⅰ平和貢献・国際協力の積極的な推進、Ⅱ我が国の安全保障に資する場合、Ⅲ我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合が規定されている（図1の③）。Ⅱに当たる場合として、Ⅱ-i 同盟国等との国際共同開発・生産、Ⅱ-ii 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化、Ⅱ-iii 自衛隊等の活動及び邦人の安全確保が列挙されている。以下、順に検討したい。

防衛装備の海外移転を認め得る場合¹²

新三原則	運用指針
Ⅰ 平和貢献・国際協力の積極的な推進	(同左) ・移転先が外国政府 ・移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関
Ⅱ 我が国の安全保障に資する場合 i) 同盟国等との国際共同開発・生産	(同左) (同左)
ii) 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化	(同左) ・物品役務相互提供協定（ACSA） ¹³ に基づく物品又は役務の提供 ・米国との相互技術交流の一環 ・米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供 ・我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力
iii) 自衛隊等の活動及び邦人の安全確保	○自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動又は邦人の安全確保 ・自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供 ・公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 ・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
等	Ⅲ 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 ・誤送品の返送 ・返送を前提とする見本品の輸出 ・海外政府機関の警察官により持ちこまれた装備品の再輸出 ・等

（出典）筆者作成

¹¹ 森本正崇「テロ対策機材と武器輸出三原則～テロ対策機材は本当に輸出できないのか～」RISTEX CT Newsletter第12号(2010) 8-9頁 (<http://www.ristex.jp/aboutus/enterprize/trust/terrorism/pdf/NewsLetter12.pdf>)。

¹² 森本・前掲注(1) 3頁。

¹³ 自衛隊と相手国軍との間で、一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方が提供できるようにした協定で、現在、日本は米国及びオーストラリアと締結している。『防衛白書平成25年版』140、233頁（日経出版、2013）。

I 平和貢献・国際協力の積極的な推進

I は、運用指針において、移転先が外国政府や「国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関」の場合とされている。したがって、I に該当すると言えるためには、外国政府や国連機関等からの依頼は最低限必要であろう。こうした依頼が一企業になされることはまれだと考えられ、一般的には日本政府に対して行われることとなる。また、たとえ企業に直接の依頼があった場合でも、移転が認められるのは「平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合」に限られる(図1の④)ことから、政府が必要性等につき別途外交ルート等で調査をする必要性があることは言うまでもない。移転先の状況や、必要性を判断するに当たって情報収集、分析をするのは、政府(特に外務省)であり、最終的に国家安全保障会議で判断されることになる。一企業のみでIに当たる場合はあまり想定されないかと思われるし、できることも限られていよう。もちろん政府と共同で、あるいは委託を受けて活動をするということはあるかと思われる。

したがって、本要件の可否は基本的には政府が「平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合」と認めるか否かにかかっている。単に外国政府や国際機関等から依頼があったということは必要条件ではあっても十分条件ではない。政府自身の判断として「積極的な意義」を見出さない限り、十分条件を満たさない。こうした事例は、過去においては国連平和維持活動への参加の可否を判断する場合と類似しているものと思われる。

II-1 同盟国等との国際共同開発・生産

「国際共同開発・生産」は運用指針に定義があり、「我が国の政府又は企業が参加する国際共同開発(国際共同研究を含む。)又は国際共同生産」とされている。その上で、「以下のものを含む」として、次の事例が列挙されている。

国際共同開発・生産に当たる事例

- ア 我が国政府と外国政府との間で行う国際共同開発
- イ 外国政府による防衛装備の開発への我が国企業の参画
- ウ 外国からのライセンス生産であって、我が国企業と外国企業と共同して行うもの

エ 我が国の技術及び外国からの技術を用いて我が国企業が外国企業と共同して行う開発又は生産
オ 部品等を融通し合う国際的なシステムへの参加
カ 国際共同開発又は国際共同生産の実現可能性の調査のための技術情報又は試験品の提供

(出典) 運用指針より筆者作成

ア～カの事例は、「以下のものを含む」と規定されていることから明らかなように、例示列挙であり、これ以外の事例が「国際共同開発・生産」に当たらないわけではない。あくまでも、「我が国の政府又は企業が参加する国際共同開発(国際共同研究を含む。)又は国際共同生産」に当たるかどうかによって判断される。「我が国の政府又は企業が参加する」となっているので、政府の参加が必須ではない。企業のみが参加する事例も含まれ得る。他方で、IIのケースでは、運用指針で「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限られる」とされており、こうした「意義」を一企業だけで説明することは、絶対に不可能だとは言えないものの、現実には容易でない。「我が国の安全保障の観点」からの意義は、政府、特に防衛省が認めない限りは、なかなか本要件に合致することはないと思われる(図1の④)。したがって、実務上は政府の全く関知していない案件が該当することは困難であろう。

本要件ではどの程度の「国際」性が要求されるのかについては規定がなく、幅広く「国際」案件と言えるように読むことが可能であると思われる。具体的には、我が国政府や企業が開発段階ではほとんど参画せず、既に存在する国際共同生産案件に後から一部だけ参画するようなケースから、国産の武器を移転先の運用ニーズに合わせて「共同」で多少モデルチェンジして輸出するようなケース、移転先から汎用品に武器専用となる特殊加工を要求されて武器となるようなケースまで、広く「国際共同開発・生産」で読み得るとと思われる。ただ、この場合においても、実務上は「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」に当たると言えるかどうか、重要となる。

したがって、本要件をまとめると、輸出者の目で見れば、幅広い案件を「国際共同開発・生産」で拾い得る反面、実質的なハードルは「我が国の安全保

障の観点から積極的な意義」をどのように説明するかであると思われる。最低限、何らかの政府機関、特に防衛省のサポートが必要であると思われるし、防衛省が（暗黙裡にせよ）了承しない案件が国家安全保障会議で認められるとは考えにくい。そうした観点からは経済産業省のみならず、防衛省にも早めに感触を探ることが必要であると考えられる¹⁴。

II - ii 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化

本要件は、運用指針にACSAに基づく提供等の事例が限定列举されている。したがって、まずは運用指針に当たる事例であるかどうかの問題となる。しかし、これらの事例は明らかに政府間の合意を前提としているものであり、まずは政府間の合意の有無を確認することになる。政府間の合意があれば、「我が国の安全保障の観点から積極的な意義」は比較的認められやすいのではないと思われるが、輸出者から働きかけができることは少ない。

II - iii 自衛隊の活動及び邦人の安全確保

本要件も、そもそも輸出者として自衛隊等の政府機関が想定されており、企業等の活動で該当する余地は小さいものと思われる。あるとすれば、これらの政府機関の活動をサポートする場合であろう。

III 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合¹⁵

本要件は運用指針に誤送品の返送等が例示列举されているが、あくまでも例示であるため、「我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に当たると判断できるかどうかに尽きる。三原則上の武器に当たるとどうか自体が、議論の余地になるような防衛装備の場合、たとえ三原則上の武器に当たると判断されとしても、Ⅲの適用を目指すという方法もあり得るとと思われる。同様に、Ⅱ - iで「国際共同開発・生産」に当たり得ると判断できる場合にも、「我が国の安全保障の観点から積極的な意義」を説明するよりも、「我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断さ

れる」と説明する方が容易な場合には、Ⅲの適用を目指すという方針もあり得るとと思われる（後述3参照）。

以上をまとめると、Ⅰ、Ⅱ - ii及びiiiは基本的に政府の政策や活動に協力するという移転案件となる。政府からの要請ではなく、企業等の輸出者が自らの判断で外国政府や企業から引合いを受ける場合は、Ⅱ - i又はⅢに該当する場合となるかどうか論点となることが多いのではないかと考えられる。大学や研究機関が、海外の大学や研究機関と防衛装備に関する研究活動をする場合も同様であると思われる。

3 個別事案の判断－安全保障上の影響の判断－

2での検討により、企業や大学、研究機関等の輸出者が積極的に使い得る事例は、Ⅱ - iとⅢであると考えられる。そこで次に、これら二つの事例に当たるとどうかを個別事案ごとに判断する枠組みを検討したい。

Ⅱが要求する「我が国の安全保障の観点から積極的な意義」があると認められるか、またはⅢが要求する「我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される」かは、個別事例ごとに判断が必要とある。判断フロー上は「防衛装備の海外移転を認め得る場合」（図1の③・④）に当たると判断されてはじめて個別事案の判断に入る（図1の⑤）が、実務上は、個別事案の検討も踏まえながら我が国安全保障上の影響を判断するものと思われる。そのため、③～⑤の検討は、実務上は一体として検討されることになる。

運用指針によれば、移転の可否の判断は、以下の考慮要素がある。

¹⁴ 運用指針によれば、防衛省の担当窓口は経理装備局装備政策課とのことである。

¹⁵ 新三原則上は「等」となっているだけであるが、運用指針においてⅢが規定されているため、ⅠやⅡと横並びで議論することが可能である。詳しくは前掲注(1)参照。

移転の可否の考慮要素

新三原則	運用指針
仕向先の適切性	・ 仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等
最終需要者の適切性	・ 最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等
我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度	・ 移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等

（出典）筆者作成

仕向先については、我が国から見て例えば次のように考えられるのではないかと。まず当該仕向先に防衛装備を移転することが、我が国の安全保障上、必要な場合がある。例えば、我が国が保有する（開発する）防衛装備に必要な移転の場合、当該仕向先への移転は、我が国の安全保障のために移転すると言え、最も移転の必要性が高いものであろう。次に、我が国自身が必要とする移転ではないが、仕向先等に防衛装備を移転することで当該仕向先等の安全保障を向上させることができ、そのことが我が国の安全保障上有益であると考えられる場合がある。この場合、当該移転により、仕向先等の安全保障が向上するかどうかは、仕向先等の置かれている軍事バランス等、安全保障環境全体を踏まえて総合的に判断されることになろう。

仕向先の適切性を考える一例

- 仕向先への移転が、
- 我が国の安全保障上必要なものである（＝当該防衛装備の移転がないと、我が国が困る）
 - 我が国の安全保障上有益なものである（＝当該防衛装備の移転によって、仕向先等の安全保障が向上し、そうした環境変化に我が国が裨益する）
 - いずれにも該当しない

最後のにチェックが入る（回答がYesである）場合には、Ⅱの場合に要求される「我が国の安全保障の観点から積極的な意義」は認められない。

いずれにせよ、仕向先の適切性の判断はほぼ全面的に政府側が判断するほかなく、輸出者の側でできることはほとんどないと思われる。同時に政府、特に防衛省や外務省は輸出案件をスムーズに審査するためにも、仕向先について上記のいずれに該当する

かについては、予め整理しておくことは当然であると思われる。なお、仕向先との間で防衛装備交流といった政府間の合意を締結することも考えられるが、こうした合意は公表されるであろうから、こうした合意の存在があれば輸出者の予測可能性に寄与するであろう。

最終需要者の適切性については、上記のような合意に加えて、政府間で具体的な「防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等」に関する合意も締結されていれば、輸出者の予測可能性を高めることができる。例えば、両国における秘密情報の取り扱いに関する合意が考えられる¹⁶。こうした合意がない場合には、個別案件ごとに政府間で「適正管理の確実性等」に関する合意書を取り交わすか、または企業間で契約条項に含める、合意書を取り交わす、又は誓約書で担保することも考えられる。他方で、秘密保護のほか具体的にいかなる要素が、「適正管理の確実性等」として判断されるのかが不明である。移転する防衛装備によって、または仕向先によって異なると思うものの、後述する第三国移転の事前同意を求めない場合と同様に、合意書や誓約書が必要な場合（または不要な場合）の例示や、それらの雛型が必要であると思われる。なお、「我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に当たると判断できる場合には、こうした合意書や誓約書を不要とすることもあろうかと思われる。汎用品では、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」¹⁷（以下、「提出書類通達」という。）によって、提出書類が類型化されているが、同様に類型化することが輸出者の予測可能性の向上

¹⁶ 民生品の企業間の契約でも秘密保持契約（Non Disclosure Agreement）が締結されることも多いことを想起されたい。

¹⁷ 輸出注意事項24第18号・平成24・03・23貿易局第1号。

に資するであろう。

秘密保護に関しては、我が国では特定秘密の保護に関して必要な施設や設備を有している適合事業者であることが、特定秘密を扱う上での条件となっている（特定秘密の保護に関する法律第5条第4項）。また、汎用品の輸出管理においては、輸出管理内部規程の経済産業省への届出制度がある¹⁸。仕向先の国にも同様の制度があるかどうか、あれば最終需要者がこうした体制を整えているかどうか、も重要な判断要素と考えられる。また、通関における認定事業者制度（AEO制度）のように仕向先の国の制度と相互認証できるようにすれば、輸出者の予見可能性を高めるのみならず、最終需要者による「適正管理の確実性」を高めることになる¹⁹。

最後に我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度については、政府部内での慎重な判断が求められる。運用指針には、判断要素として「移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等」が列挙されている。最後が「等」であることから、例示列挙であり、個別案件ごとに判断要素やその重点は変化すると考えられる。上記の「仕向先の適切性」や「適正管理の確実性等」もこの判断の中に包含されると言える。例えば、「目的外使用及び第三国移転の可能性」は、最終需要者による「適正管理の確実性等」として検討される要素と基本的には変わらないと思われる。一般論として考えれば、次のようなことが言えるであろう。個別の判断は国家安全保障会議が行うが、その検討に必要な以下の間には輸出者が回答できる（ようにすべき）ものも多い。

我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度の検討例①

我が国が使用している防衛装備か
我が国と仕向先の技術力と移転する防衛装備の関係

我が国が使用している防衛装備であれば、移転によって移転先の国も同じ防衛装備を使用することができる。かつては相手国の軍事力に変化を加えて、我が国の防衛力を弱めることがないように武器輸出を禁止すべきだといった議論もあった²⁰。仕向先の技術力等と合わせて、防衛装備の移転が我が国の安全保障に不利益を与えるような結果を招かないことを確認する必要がある。また、彼我の技術力の差を確認し、技術力の差を維持できるかどうかも確認する必要がある。反対に、共同開発のような場合、防衛装備の移転は、我が国が防衛技術を導入する一環であるということもあり得る。そうした場合には我が国の技術力向上のために必要な移転だと整理されよう。いずれにせよ、これらの間は輸出者ではなく、政府が判断すべき事項と思われる。

我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度の検討例②

貨物だけでなく技術が含まれているか

一般論として、技術移転が含まれている場合にはリバースエンジニアリングがより容易になるおそれがある²¹。そのため、汎用品でも貨物より低いレベルの技術を提供することが一般的であり、防衛装備であれば尚更だと言えよう。移転する技術も、修理やメンテナンス等の使用技術よりも、設計技術や製造技術が含まれている場合がより機微であろう。

我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度の検討例③

完成品か部品か

技術流出防止のための措置（例えばブラックボックス化の可否など）を検討することが考えられる。何らかの技術流出防止措置がなければ、上述のようなりバースエンジニアリングが可能になってしまうのではないかと危惧されるが、モノによっては

¹⁸ 経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs.html）。

¹⁹ AEO制度については、CISTEC安全保障輸出管理委員会事務局「輸出通関の現状と最近の事故事例及び我が国のAEO制度の概要について」CISTECジャーナルNo.143（2013）14-21頁参照。我が国は米国やEUとAEOの相互承認をしている。

²⁰ 第118回国会衆議院内閣委員会議録第7号7頁（山口那津男議員（公明党）の発言 1990.5.29）。

²¹ 3Dプリンタの発展により、リバースエンジニアリングが容易になったという指摘がある。他方で、3Dプリンタではソフトウェアやノウハウをコピーすることはできないとも指摘される。阿部哲也「中国、スピード軍拡の実像～3Dプリンタが変えた『紅い軍需産業』」CISTECジャーナルNo.151（2014）71-74頁；新留二郎「3Dプリンタの利点と限界」CISTECジャーナルNo.151（2014）75-76頁。

ラックボックス化が不可能なものもあろう。少なくとも、特定秘密に指定されているような事項を含んでいるような防衛装備であれば、技術流出防止措置は必須と言える。

我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度の検討例④

数量と必要性

最終需要者の使用目的と数量に合理的な整合性があるか。これは汎用品の輸出管理でも求められることである。汎用品の輸出管理における提出書類通達では、確認が求められている「許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項」として、「異常に大量のスペアパーツ等の要求はないか」や、「最終需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由はあるか」といった項目があるが、防衛装備の移転においてもそのまま当てはまる。

我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度の検討例⑤

整備、運用支援の必要性

防衛装備の移転に当たり、貨物の輸出の場合は、輸出後の維持管理に引き続き輸出者又は政府が関与することが考えられる。特に完成品を移転する場合には、整備、運用支援と合わせて供与することも多いと思われる。こうした整備、運用支援がある場合、移転後の管理に輸出者又は政府が関与することが可能となり、最終需要者による「適正管理の確実性」に自らが関与することになる。特に政府間の移転の場合において、我が国政府（や政府の委託を受けた者）が整備や運用支援に関与する場合は、移転後の管理の適正さを担保しやすいであろう。した

がって、整備や運用支援が必要な場合には、その監督体制の確認をすることが、「適正管理の確実性」を確保することにつながるし、反対に整備や運用支援が必要な移転であるにもかかわらず、整備や運用支援が含まれない（我が国以外の第三者に委託する）といった事案は、最終需要者による「適正管理の確実性」に疑問が残ることになる。

4 第三国移転の事前同意の有無

運用指針によると、防衛装備の移転に当たっては、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとしている（図1の⑥）。ただし、次表に掲げる事例の場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能となっている。

上記からも明らかなようにⅡ - iii及びⅢに当たる事例の場合は、事前同意を義務付けないことが可能である。ⅠやⅡ - i、iiに当たる事例の場合は、それぞれ事前同意を義務付けないことが可能である場合が限定列挙されている。また、運用指針の整理から見れば、Ⅰに適用可能な場合は、Ⅱには適用できない。すなわち、Ⅰに適用可能な「金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合」であっても、Ⅱに当たる事例であれば、事前同意を義務付けないことが可能な事例には当たらない。

運用指針によれば、「仕向先の管理体制の確認に当たっては、」「政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施すること」となっている。もっとも確実なのは政府間での文書のやりとりであるが、一般論としては、3で検討した「適正管理の確実性」の確保で検討した事項と同一の要素が当てはまると思われる。

防衛装備の移転内容と適正管理の一例

防衛装備の移転内容	適正管理の例
我が国も使用している防衛装備	移転する防衛装備との差異の有無
特定秘密が含まれる場合	秘密保護体制の確認
リバースエンジニアリング可能な技術	ブラックボックス化
整備、運用支援が含まれる場合	整備、運用支援担当者による監督体制の確認

(出典) 筆者作成

第三国移転の事前同意を義務付けないことが可能な事例

防衛装備の海外移転を認め得る場合	事前同意を義務付けないことが可能な事例
I 平和貢献・国際協力の積極的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性・人道性が高い場合 ・移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関 ・国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合 ・金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
II 我が国の安全保障に資する場合 i) 同盟国等との国際共同開発・生産 ii) 同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・物品役務相互提供協定（ACSA）に基づく物品又は役務の提供 ・米国との相互技術交流の一環 ・米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供 ・我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力 iii) 自衛隊の活動及び邦人の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動又は邦人の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供 ・公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 ・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合 ・部品等をライセンス元に納入する場合 ・我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
III 我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・誤送品の返送 ・返送を前提とする見本品の輸出 ・海外政府機関の警察官により持ちこまれた装備品の再輸出 ・等 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・誤送品の返送 ・返送を前提とする見本品の輸出 ・貨物の仮陸揚げ ・等

（出典）筆者作成

なお、運用指針では「文書による確認」（筆者注：「等」はない）を実施することとしているので、事前同意を義務付けない場合には何らかの文書の存在が必須である。

5 頭の体操－仮想事例の検討

4までの整理を踏まえて、仮想事例を考えてみたい。あくまでも仮想事例による頭の体操であり、個別事案ごとにケース・バイ・ケースで判断するという前提であるが、判断過程を想定してみることにより、輸出者が政府に対してどのような説明をすることが求められるかを考える上での一つの参考となると考える。

事例1：自社製品Aにある特殊加工の依頼があった。用途は武器の部品で、武器の他のパーツと合わせられるように使えるような加工を求められた。

まずこうした加工が武器に当たるかどうかの判断から入る。いかなる加工であれ、武器としての特有の性能を発揮し得るために専用の加工を目的としたものであれば、加工後の製品は武器の部分品と考えられる。そのため、ちょっとした加工のように思えても1の項に該当する可能性がある。三原則上の武器であるかどうかは、部品が使われる武器の性質次第ということになるが、1の項の該非判定を含めて、経済産業省に相談した上で、決することになる。

仮に三原則上の武器に当たると判定された場合、日本政府からの引き合いであったのでなければ、II-i又はIIIの適用可能性を追求することになる。先述の通り、II-iがいう「国際共同開発・生産」は広く読み得ると思われるが、実務上は「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」に当たると言えるかどうか問題となる。企業間の引合

²² 論理的には、はじめは企業に引き合いがあった案件を、政府に持ち込み、爾後、政府を関与させるということは考えられる。

に、日本政府が関知していないのであれば、そうした案件を日本政府自身が「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」に当たると判断する可能性は高くないと思われる²²。

次にⅢの適用可能性を考える。「我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に、こうした事例は例示されていないが、あくまでも例示列挙なのでこうした事例を読む込むことは可能であると思われる。他方で、Ⅱ－iiにおいて、「部品等をライセンス元に納入する場合」や「我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合」が、第三国移転の事前同意を義務付けないことが可能な事例として列挙されている。注意すべき点は第三国移転の事前同意を義務付けないだけであり、こうした事例においてもⅡに該当する案件である以上、「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」でない限り許可されない。その比較から言えば、Ⅱ－iiに言う「相手国への貢献」が（「相当程度」以上に）非常に小さい場合でない限りは、Ⅲには該当しないと判断されるであろう。他方で、全く加工を施さない場合は汎用品として輸出管理の対象となることを考え合わせれば、Ⅲの適用余地が全くないのも均衡を失すと思われる。「たとえねじ一本でも武器としての特殊加工を施せば武器専用品」と比喩的に言われるが、例えば、汎用品のねじに、いかに些細なものであれ戦車用に加工すると突如として「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」以外に許可されないというのは、形式に過ぎるであろう²³。

いずれにせよ、具体的な加工内容と武器の性能発揮との関係によって判断は分かれるものと思われる。

事例2：海外の研究機関と武器技術の共同研究をする。要素技術の共同研究なので、まだどのような武器を開発できるかは想像できないし、自分たちが製品化することも考えていない。たとえ開発できたとしても、その武器を我が国が使用するかどうかも分からない。

はじめに当該共同研究の内容が武器技術に該当するかどうかを判断するのは、事例1と共通である。その際に経済産業省に相談した方がよいであろう点も同様である。研究内容によっては、三原則上の武器に該当しないというケースも十分に考えられるが、本事例は、相談の結果、三原則上の武器技術に該当したという前提で考えてみたい。

事例1と同様に日本政府が関与していない共同研究であれば、Ⅱ－i又はⅢの適用可能性を追求するのが一般的であると思われる。Ⅱ－iは、事例1と同様に「国際共同開発・生産」は広く読み得ると思われるが、実務上は「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」に当たると言えるかどうかが問題となろう。当該要素技術が、我が国の防衛に今後必要となると言ったようなことが説明できるようなケースであれば、「我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合」に当たると言えることもあろうが、その場合は間違いなく日本政府が（関与はしていなくても）何らかの形で関知している必要がある。

Ⅲのケースは、Ⅱ－iに該当する場合とは反対に、当該研究がまだ基礎的な研究にとどまるものであり、具体的な完成品がイメージされていない等、我が国への安全保障上の影響がほとんど想定できないような研究であれば、「我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に当たるとも考えられよう。もちろん完成品がイメージされているようなケースであっても、事例1と同様に「相手国への貢献」が非常に小さいような技術の研究であれば、Ⅲに当たり得ることもあろう。

²³ この比喩は日本独自のものでもなければ、三原則に付随するものでもない。いわゆるリスト規制における部品の「軍用性 (specially designed)」判断に伴う論点である。ねじの比喩も米国が輸出管理制度改革を実施するに当たって、従来の「軍用性」判断の問題点として指摘しているものである。例えば、Andrew J. Shapiro, Assistant Secretary, Bureau of Political-Military Affairs, “Remarks to the Export Control Reform Conference”, July 17, 2012 (<http://www.state.gov/t/pm/rls/rm/195155.htm>) 参照。他方で、単に長さが違うだけでは戦車以外に用途がなくても「軍用」と判断されないのかもしれない、どのような加工をもって「軍用性」ありと判断するかは、防衛装備移転の実務を考える上で、重要な論点の一つとなろう。

6 他の法律等との関係

防衛装備移転を考える際の法規制は外国為替及び外国貿易法（とその運用基準である新三原則）に基づく輸出管理以外にも、様々な法規制が関係すると思われる。ここでは特定秘密保護法と武器等製造法について簡単に触れておきたい。

特定秘密の保護に関する法律（以下、「特定秘密保護法」という。）では、第3条で「別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする」と規定している。別表では、「チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの」の仕様、性能又は使用方法、「リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの」の製作、検査、修理又は試験の方法が規定されており、防衛装備に関する情報が特定秘密に指定されることが想定される。こうした特定秘密を取扱う者は、適正評価を受け、特定秘密を取扱うことが認められた者に限られる（特定秘密保護法第11条）。したがって、

経済産業省や国家安全保障会議等で、防衛装備移転を担当する者は適正評価を受けた上で、審査をすることになろう。同様に、特定秘密を取扱う事業者も、特定秘密の保護に関して必要な施設や設備を有している適合事業者であることが、特定秘密を扱う上での条件となっている（特定秘密保護法第5条第4項）。

移転する防衛装備が武器等製造法にいう武器に当たる場合には、その製造に当たって経済産業大臣の許可を取得する必要がある（武器等製造法第2条、第3条）。武器等製造法上の武器に当たる場合には、武器等製造法上の許可を取得することが、輸出以前に製造の前提となっている。防衛装備によっては新たに武器等製造法上の許可が必要になる場合もあり得ると思われるが、その許可基準についても今後議論の必要があろう。

防衛装備の移転は政治的な案件であり、仕向国政府の対応によって一方的に契約が破棄されることも十分に考えられる。一般に、仕向国政府による契約の一方的破棄といったリスクに対しては、貿易保険が用いられている²⁴。今後、防衛装備移転が具体化していく場合には、こうしたリスク管理についても具体化しておく必要があろう。

²⁴「貿易保険とは」日本貿易保険ホームページ（<http://www.nexi.go.jp/about/>）。